

令和4年度(2022年度)熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費 補助金交付要項

(趣旨)

第1条 知事は、県内の産業廃棄物の排出抑制、再使用、再生利用等(以下「排出量抑制等」という。)を促進し、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な循環型社会の形成を図るため、県内の産業廃棄物事業者等に対し、予算の範囲内において産業廃棄物の排出量抑制等に係る研究及び技術開発等に要する経費について、補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則(昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項において「産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。

2 この要項において「事業者等」とは、次の(1)~(4)のいずれかに該当し、次の(5)~(10)の要件をすべて満たす法人格を有する団体をいう。

- (1) 自らの事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業者
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項又は第6項及び同法第14条の4第1項又は第6項の規定に基づく許可を有する産業廃棄物処理業者
- (3) 県内産業廃棄物の排出量抑制等を目的とした施設・機器等の開発・製造を行う事業者
- (4) 大学、短期大学、高等専門学校、研究機関
- (5) 熊本県内に事業所等を有し、熊本県内で活動していること。
- (6) 団体の定款、規約、会則等を有すること。
- (7) 補助事業を着実に実施できる事務及び組織体制があること。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと。
- (9) 特定の公職者(候補者を含む。)又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (10) 暴力団又は暴力団員の統制下にある団体ではないこと。

(補助事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業(以下、「補助事業」という。)とは、産業廃棄物の排出量抑制等を目的として事業者等が行う事業のうち、次の(1)、(2)のいずれかに該当し、(3)に該当する事業とする。

なお、今年度は、特に社会的問題への対応として、廃プラスチック又は食品廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用(熱回収、BDF製造等を含む)を目的とする事業について、優先的に補助事業とする。

(1) 調査・研究・技術開発

イ. 産業廃棄物の排出抑制技術、再使用及び再利用技術、環境保全技術、環境に配慮した製品開発技術など排出量抑制等に関する研究、技術開発を行うもの。

ロ. イの規定に定める研究及び技術開発を行う前段階としての技術的内容、市場性、経済性等の調査、研究を行うもの。

(2) 施設整備 (新設・改修)

産業廃棄物の排出抑制、再使用及び再利用の促進効果が見込まれる先進的な施設 (技術的な先進性のみならず、県内では普及していない施設も含む。) の整備を行うもの。ただし、廃掃法による施設の設置 (変更) 許可若しくは熊本県産業廃棄物指導要綱における事前協議が必要な場合にあっては、その許可若しくは事前協議終了が確実に見込まれるものであること。

(3) 事業の主要な部分を他に委託する事業でないこと。

2 第 1 項に規定する補助事業を第 2 条第 2 項第 4 号に該当する事業者等が行う場合にあっては、第 2 条第 2 項における事業者等のうち、同項第 1 号から第 3 号に該当する事業者等と共同して行うものとする。

(補助対象)

第 4 条 この補助金は、補助事業に要する経費のうち、別表に掲げる経費であり、知事が必要かつ適当と認めるものから寄付金その他の収入額を控除した額 (以下「補助対象経費」という。) を補助金交付の対象とする。

(補助率及び補助限度額)

第 5 条 補助金の額は補助対象経費の 2 分の 1 以内とし、2,000 万円を限度とする。この場合において算定した補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、別記第 1 号様式によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実施計画書 別記第 2 号様式

(2) 事業に係る資金計画書 別記第 3 号様式

3 補助事業者は、第 1 項の申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 (補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。) を補助対象経費から減額しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第 7 条 知事は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、規則第 4 条に基づき、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の決定をするにあたっては、別に定める検討会の意見を聞くことができるものとする。

3 前項に定める検討会は、必要に応じて申請内容の調査を行い、申請者に説明を求めるこ

とができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第3号に掲げる補助金の交付の条件は、必要に応じ交付決定の都度付するものとする。

(決定の通知)

第9条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

2 知事は、第6条第3項ただし書により申請書が提出されたものについて交付の決定をした場合は、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第10条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の20パーセントを超える増額
- (2) 補助対象経費の増額又は20パーセントを超える減額
- (3) 補助の目的及び補助事業の能率に著しく影響を及ぼすと思われる変更

2 規則第7条第1項の変更申請書は別記第5号様式によるものとし、事業変更計画書(別記第6号様式)を添付することとする。

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による補助事業の内容等の変更の決定通知は、補助金の額に変更を生じるときは変更交付決定通知書(別記第7号様式)により、補助金の額に変更を生じないときは変更承認通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第11条 規則第8条に規定する申請の取下げをすることのできる期日は、交付決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、この期日を繰り上げることができる。

(事業の中止又は廃止)

第12条 規則第5条第1項第1号の規定により補助事業の中止又は廃止の承認を受けようとする場合は、中止(廃止)承認申請書(別記第9号様式)により行うものとする。

(補助事業の遅延等の報告)

第13条 補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときの報告は、補助事業遅延等報告書(別記第10号様式)により行うものとする。

(状況報告等)

第14条 規則第11条の規定による状況報告は、知事が必要と認めて指示した場合に行うものとする。

2 前項の状況報告は、別記第11号様式によるものとする。

3 知事は、必要と認めるときは、補助事業者に対し経理状況その他必要な事項について、報告をさせ、又は検査を行うことができる。

(実績報告)

第15条 規則第13条の実績報告書は、別記第12号様式によるものとする。

2 前項の実績報告書の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとし、その様式は、当該各号に定めるところによるものとする。

(1) 事業実績書 別記第13号様式

(2) 収支精算書 別記第14号様式

3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。以下同じ。)から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月10日のいずれか早い日とする。

4 補助事業者は、第1項の実績報告書の提出に当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を補助対象経費から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第16条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第15号様式)により行うものとする。

(補助金の請求)

第17条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、令和4年度(2022年度)熊本県産業廃棄物排出量抑制支援事業費補助金請求書(別記第16号様式)を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第17号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の消費税等仕入控除税額の返還については、規則第18条第2項の規定を準用する。

(財産の管理)

第19条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)について、補助事業の完了後も、取得財産等管理台帳(別記第18号様式)を備え、その保管状況を明らかにし、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(財産の処分の制限)

第20条 補助事業者は、取得財産等について、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄しようとするときは、予め別記第19号様式による申請書を知事に提出し、承認を受けなければならない。

- 2 規則第21条第2項に規定する別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間とする。
- 3 前項の承認に係る処分をしたことによる収入があったときは、知事は、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（証拠書類の保管）

第21条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

（経過報告）

第22条 補助事業者は、補助事業の実施結果の企業化に努めること、及び製品の品質保証のため、熊本県リサイクル認証制度等を活用すること。

- 2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後3年間は、毎会計年度終了後30日以内に、当該補助事業に係る過去1年間の状況について、別記第20号様式により知事に事業経過報告書を提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の事業経過報告書に係る証拠書類を当該報告に係る会計年度終了後3年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第23条 補助事業者が、補助事業に基づく発明及び考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合、又はそれを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく別記第21号様式により産業財産権等届出書を知事に提出しなければならない。

（雑則）

第24条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

（附 則）

この要項は、令和4年（2022年）6月9日から施行する。

別表

	経費区分	内 容
調査・研究・技術開発	謝 金	外部専門家等への謝金
	旅 費	専門家旅費、職員旅費
	事務費	会議費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、役務費、消耗費
	原材料費	原材料、資材の購入に要する費用、燃料費
	機械装置、 工具器具費	機械装置、工具器具の製造、購入、運搬、据付、 保全修理等に要する費用
	外注加工費	部材等の外注加工等に要する費用
	委託費	検査分析・試験等の委託に要する費用
	施設整備（新設・改修）	本工事費
付帯工事費		施設整備の付帯工事のうち、敷地外周の門、囲障等の整備 及び工事に必要な必要最小限のもので知事が特に必要と認めたもの
機械器具費		機械装置若しくは工具器具の製造、購入、据付、改造等に 要する経費
その他の経費		工事に必要な最小限度のもので知事が特に必要と認めたもの